

## 第2章 母親の非典型時間帯労働の実態と子どもへの影響

### 1 はじめに

経済のサービス化が高度に進んだ現代社会では、生産活動は1日24時間、週7日行われるようになってきている。これに伴って人々の働く時間帯も、平日の9時から5時までにとられず、早朝、夜間、深夜そして週末など多様な時間帯に及んでいる。子どもを持つ労働者として例外ではない。日本では伝統的に母親は家庭にいるものと考えられてきたが、現実には夜間のオフィス、深夜のコンビニエンスストアやファミリーレストランなど多様な場所で母親たちは働いている。

早朝、夜間、深夜などいわゆる「非典型時間帯」(Nonstandard work schedules)の労働が子どものウェルビーイングに及ぼす影響については、近年、米国で盛んに研究されるようになってきている(Li *et al.* 2014)。こうした働き方が子どもの健康や発達にネガティブな影響を及ぼすのであれば、労働条件の見直しやファミリー・フレンドリー施策の充実などが必要になると考えられるからである。しかし日本では、このような視点による研究はほとんどなされていないのが実情である。夜間や深夜労働を取り上げた最近の研究として黒田・山本(2014)があるが、これは男性雇用者の長時間労働を分析したものであり、女性は分析対象になっていない。一方、教育学系の分野では、子どもの生活時間の夜型への移行を取り上げたものがある(瓜生 2006)。ただしこの研究の主たる目的は、子どもの行動や発達にあるので、母親の働き方は明示的には取り上げられていない。

母親の非典型時間帯労働が子どもに及ぼす影響が最も懸念されるのは、母子世帯のケースである。日本の母子世帯は、母親の8割以上が就業しているにもかかわらず、半数以上が貧困状態にある。多くの母子世帯では母親以外の子育ての担い手がいない。そのため、経済状態を改善しようとして労働時間を増やすと、子どものために費やす時間が必然的に削られることになる。また逆に、育児に多くの時間を配分すると、十分な収入が得られず貧困に陥ることになりかねない。つまり、母子世帯においては、仕事と家庭のトレード・オフが二親世帯の場合よりもいっそう厳しく顕在化する。2013年に成立した「子どもの貧困対策法」では、母子世帯の貧困削減とともに「貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する」ことが目標に掲げられている。子どもの健全育成という視点に立って、親たちの働き方が子どもに対する経済的あるいは時間的な投入に及ぼす影響を把握することは、政策的にも重要であると考えられる。

そこで本章では、母親の働き方に注目して、母親たちが非典型時間帯労働を行う背景を探るとともに、非典型時間帯労働が経済面および時間面での子どもに対する投入に及ぼす影響を、母子世帯と二親世帯を比較しながら把握する。

本章の構成は以下の通りである。第2節では、非典型時間帯労働に関する先行研究サーベ

イを行う。第3節では、非典型時間帯労働が行われる動機について仮説を提示する。第4節では、分析枠組みと使用するデータの説明を行う。第5節では、分析結果を説明し、これに基づき第6節では考察と政策的インプリケーションを探る。

## 2 先行研究

### (1) 非典型時間帯労働の定義と実態

非典型時間帯労働についての研究は海外で進んでいるものの、統一的な定義があるわけではない。何を「典型時間帯」とし、何を「非典型時間帯」とするかは、分析によっても、また、対象とする国によっても異なる<sup>1</sup>。多くの研究では、月曜日から金曜日までの「日中 (daytime)」を「典型時間帯」とし、それ以外を「非典型時間帯」としている。しかし「日中」が何時から何時を指すのかはまちまちである。一般的には、午前9時から午後5時までの時間帯を指すことが多いが、午前8時から午後4時までの間に労働時間の大半が含まれる場合を daytime とするケース (Presser and Ward 2011) や午前6時から午後6時の時間帯を目安にするケース (McMenamin 2007) もある。

アメリカの2004年の調査では、雇用者の17.7%が部分的にせよ、午前6時—午後6時から外れる時間帯に就労している (McMenamin 2007)。このうち最も多いのは午後2時から深夜にかけてのシフトで、6.8%を占める。労働者の属性別では、アフリカ系アメリカ人、高校中退者、10代から20代前半の年齢層に非典型時間帯労働者が多い (同)。また、1961年から1965年までに生まれたアメリカ人の90%は、39歳になるまでに何らかの非典型時間帯労働を経験しており、とくに大卒者と黒人にその傾向が強い (Presser and Ward 2011)。オーストラリアでは、2001—2004年の期間に雇用者の42.7%が何らかの非典型時間帯労働をしており、とくにパートタイム雇用者ではその比率が54.0%に上る (Dockery *et al.* 2009)。欧州12カ国における非典型時間帯労働を分析した研究では、25—64歳の非農林業雇用者のうち、非典型時間帯労働をしている労働者の比率が高いのはイギリス (29.4%) と、オランダ (27.4%) である。北欧諸国を除いて女性よりも男性のほうが非典型時間帯労働をする比率が高く、子どもの有無による差は有意には見られない (Presser *et al.* 2008)。

日本の「社会生活基本調査」(総務省)を用いた黒田・山本 (2014)によると、2006年の時点では、平日の午前9時から午後5時までの時間帯に男性正規雇用者の8割以上が就業している。午後7時の段階では男性正規雇用者の35.9%、非正規雇用者の21.0%が就業しており、その比率は1996年よりもそれぞれ5ポイント以上上昇している。さらに、非正規雇用者を中心に深夜労働も増加しており、全体として就業時間の深夜化が進んでいると黒田・山本 (2014) は指摘している。

<sup>1</sup> Presser and Ward (2011) は、大別して①回答者の自己申告 (非典型時間帯にシフトワークをしているかどうか) に基づくアプローチと、②実際の始業・就業時間に基づくアプローチの2つがある、としている。

## (2) 非典型時間帯労働と子どものウェルビーイング

親の非典型時間帯労働が子どもに及ぼす影響として、既存研究では主に以下の3点が指摘されている。

第1は、子どものメンタルヘルスと問題行動への影響である。少なくとも親のうちひとりが非典型時間帯労働をしている場合、未就学児の感情面・行動面の問題が増加する傾向にあることがアメリカおよびカナダの調査データを用いた分析で明らかにされている (Joshi and Bogen 2007; Strazdins *et al.* 2004, 2006; Li *et al.* 2014)。父親が非典型時間帯労働をする場合と母親がする場合とで影響度に有意な差はないが、どちらの親であっても、子どもが幼い時期に非典型時間帯労働をするほど、感情面・行動面の問題は増加する。学齢期の児童についても、母親が非典型時間帯労働をする年数が長いほど、4-10歳の子どもの問題行動が増加することが報告されている (Han 2008)。さらに、母親が深夜労働をしたり、父親が夜間労働をしたりする年数が長くなるほど、13-14歳時点での子どもの鬱傾向が高まる (Han and Miller 2009)<sup>2</sup>。また、母親が深夜労働をする年数が増加すると、青少年期の喫煙、飲酒、薬物乱用、非行や性行動が増加する傾向にある (Han *et al.* 2010)。

第2は、子どもの学力への影響である。アメリカのデータを用いた分析では、満1歳になる前に母親が非典型時間帯労働をすると、3歳時点での認知能力が劣る傾向があると Han (2005) は報告している。また、母親が深夜労働や夜間労働をする年数が増加すると、子どもの読解力や数的能力が低くなる傾向がある (Han and Fox 2011)。

第3は、子どもの肥満への影響である。母親が4時間未満あるいは10時間以上の非典型時間帯労働に関わっている年数が長い場合、13-14歳の子どものBMIは高い傾向があると報告されている (Miller and Han 2008)。オーストラリアのデータを用いた研究は、父親が非典型時間帯労働をしていると子どもが肥満傾向あるいは肥満になる確率が高まると報告している (Champion *et al.* 2012)。

このように、近年の多くの研究は、親の非典型時間帯労働が子どものウェルビーイングに好ましくない影響を及ぼしていることを示唆している。ここで挙げた既存研究のうち、ひとり親世帯を分析対象に含めた研究では、好ましくない影響は、ひとり親世帯により強く表れることが指摘されている (Dockery *et al.* 2009; Han 2008)。

既存研究のうち、Han らの一連の研究などではパネルデータが使用されているが、依然として多くの研究はクロスセクション・データに基づいており、因果関係が十分にコントロールされているとは言い難い。また、時間帯の区分が日中とそれ以外に二分されている研究も多く、そうした研究では早朝や夜間といった時間帯による影響の違いを把握することができていないという問題がある。

---

<sup>2</sup> Han and Miller (2009) での深夜労働は午後9時以降に開始して午前8時までに終了する仕事を指し、夜間労働は午後2時以降に開始して深夜(午前0時)までに終了する仕事を指す。

### 3 なぜ人々は非典型時間帯労働をするのか

非典型時間帯労働の増加は多くの先進諸国で観察される現象であるが、人々はなぜそうした働き方をするのであろうか。この点について、先行研究から示唆されるいくつかの仮説を提示したい。

第1は、賃金プレミアムの存在である (Hamermesh 1999; 黒田・山本 2014)。他の条件を一定として、多くの労働者にとって労働の限界不効用が高い時間帯（たとえば深夜）が存在するとき、その時間帯の労働に対して賃金プレミアムが付くと、代替効果から就業意欲が喚起される。とくに留保賃金が相対的に低い低所得層の労働者ほど、こうした時間帯に就労する傾向が強いと考えられる。また、1990年代末以降、日本では実質賃金が低下しており、負の所得効果も非典型時間帯労働を促進する要因になったと考えられている (黒田・山本 2014)。

第2は、所得（あるいは貯蓄）ターゲットと指定労働時間の存在である (Wu *et al.* 2009; Dickey *et al.* 2011)。労働者は日中以外の時間帯にも働くことによって、望ましい所得（あるいは貯蓄）水準を達成しようとする。子どもの学校の授業料や住宅ローン返済、家賃などの固定的な支出がある家計や、流動性制約に直面している家計ほど、そうした傾向は強いと考えられる。また、子どもの進学や住宅購入などの貯蓄目標がある場合も、長時間労働で増収を図ろうとするであろう。しかし、労働者は常に自由に労働時間を決められるとは限らない。たとえば、労働時間が週30時間を超えると事業主にはその労働者を被用者保険に加入させる義務が生じるが、社会保険料の事業主負担を避けるために、事業主が週30時間未満でパートやアルバイトを雇うといったことは広く行われている。雇い主が設定する労働時間（指定労働時間）に働くだけでは十分な収入を上げられないような場合、労働者は非典型時間帯に副業を持つことで目標とする所得水準の実現を図るかもしれない。<sup>3</sup>

第3は、子どもの保育にまつわる制約である。2004年に実施されたアメリカの調査では、非典型時間帯に働く母親たちの4割が、保育の問題を理由に挙げている (Li *et al.* 2014)。アメリカやイギリスでは、保育サービスの供給が民間主体で、保育料はしばしば高額になりがちである。このため、父母やときには祖父母が育児のためのローテーションを組んで、子どもを預ける時間を短くすることがしばしば行われている。<sup>4</sup> こうした対応は、単に就学前児童の保育料を節約するためだけでなく、就学した子どもが学校から帰宅する時間帯に大人が在宅しているようにしたいという希望から行われることもある。実際、アメリカでは平日の日中は母親が育児をする代わりに、夕方や週末は父親が育児をして母親が働きに出るというパターンも珍しくない。2004年のアメリカの調査では、18歳未満の子を持つ親の30%が週末に働いている (McMenamin 2007)。

<sup>3</sup> こうした指定労働時間の存在は、副業 (moonlighting) に関する研究において副業を持つ重要な理由とされている。

<sup>4</sup> 日本の保育所では、保育料は預ける時間の長短にかかわらず定額 (ただし応能負担) であるが、アメリカやイギリスでは時間に応じた保育料となっているケースも多い。イギリスでは幼児教育が無償化されているが、無償の範囲は3-4歳児で週15時間までであり、それを超える保育所ないし幼稚園の利用は保護者の負担である。

## 4 分析枠組み

### (1) 分析へのアプローチ

前節で提示した仮説を検証するために、次のようなアプローチで分析を行うこととする。本章ではとくに、二親世帯の母親と母子世帯の母親の就労実態の比較を念頭に分析を行う。

第1ステップでは、母親たちの非典型時間帯労働の実態把握を行う。ここでは主として集計表やグラフを用いて非典型時間帯労働の特徴を捉える。

第2ステップでは、「賃金プレミアム仮説」の妥当性を検証するため、母子世帯と二親世帯それぞれについて、母親の賃金関数を推定し、学歴や職種など他の条件をコントロールした上でも、非典型時間帯に就労していると高賃金となる傾向があるかどうかを検討する。具体的には、就労している母親について時間当たり賃金を計算し、それを母親の人的資本や仕事の属性を表す変数、および非典型時間帯労働を示すダミー変数に回帰させ、推定された非典型時間帯労働ダミー変数の係数が有意にプラスであるかどうかを検討する。なお、推定は正社員とパート・アルバイトを分けて行い、非典型時間帯についても3種類（早朝、夜間、深夜）のダミー変数を用いる（基準は「日中」）。

第3ステップでは、母親たちが非典型時間帯労働をする動機について、「指定労働時間仮説」、「流動性制約仮説」や「貯蓄ターゲット仮説」、および「保育制約仮説」の検証を行う。「指定労働時間仮説」については、個々の労働者に指定労働時間があるのかどうかは不明なので、従業上の地位（正社員、パート・アルバイト、等）を表す変数と副業の有無を示す変数を代理変数として用いる。パート・アルバイトの場合は、週30時間未満という条件で雇用されるケースが多いとみられるので、非典型時間帯労働をする傾向が高いのではないかと予想される。また、指定労働時間がネックとなっている場合は、非典型時間帯に副業で働くのではないかと予想される。

流動性制約に直面しているかどうかについては、過去1年間のはく奪経験（必要な食料や衣類を買えなかった経験がそれぞれあるかどうか）と、賃貸住宅に居住していることを示すダミー変数、および「貯蓄がない」あるいは「貯蓄を取り崩して生活している」ことを示すダミー変数を用いる。貯蓄ターゲットについては、第1子の最終学歴として高等教育（高校卒業後の専門学校、短大・高専、大卒以上）を目標としているかどうかを示すダミー変数を用いる。保育にまつわる制約に関しては、子どもの人数と末子の年齢、祖母が同居ないし近居しているかどうかを示す変数を用いる。

第4ステップでは、母親たちの非典型時間帯労働が子どもに対するインプットに影響を与えているかどうかを検討する。本章で用いるデータはクロスセクション・データなので、過去における母親の非典型時間帯労働が現在の子どものアウトカムに影響を及ぼしているかどうかを検討するには適していない。しかし、調査時点で非典型時間帯労働をしていることが、調査時点での子どもへの時間および経済的なインプットに影響を及ぼしているかどうかを把握することはできる。そこで、子どもに対する経済的なインプットの指標として子ども

1人あたり育児費と習い事・塾代を、時間的なインプットの指標として子どもと夕食をとる回数をそれぞれ用い、非典型時間帯労働による違いがあるかどうかを検討する。

## (2) 使用データ

本章の分析に用いるデータは、労働政策研究・研修機構が2012年11月～12月に実施した「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査（第2回子育て世帯全国調査）」（以下、「JILPT2012 調査」）の個票である。同調査は全国の住民基本台帳から層化二段階無作為抽出された、18歳未満の子どもがいる二親世帯2000世帯とひとり親世帯2000世帯を対象に実施されたもので、有効回収票は二親世帯1219票（有効回収率61.0%）、ひとり親世帯982票（有効回収率49.1%）である。本章では、仕事を持つ母親における非典型時間帯労働に焦点を当てるため、調査時点で就業している母親（二親世帯の母親968人、母子世帯の母親527人）を分析対象とする。なお、二親世帯の調査票で父親が回答しているケースは分析対象から除外している。また、同調査では二親世帯・ひとり親世帯のいずれについても、核家族世帯に限らず、祖父母等親族が同居している場合も含めている。同調査の詳細については、労働政策研究・研修機構（2013）を参照されたい。

分析で用いる主要な変数は、以下のようにして作成されている。

### 非典型時間帯労働

JILPT2012 調査では、2012年11月1日現在で収入を伴う仕事をしているかどうかを尋ねている。本章ではここで「している」と回答したケースを就業者としている。働いている時間帯については、「ふだん働いている時間帯は、次のどれにあたりますか」という質問への回答で設定されている4つの時間帯（早朝（5時～8時）、日中（8時～18時）、夜間（18時～22時）、深夜（22時～5時）の4つ、重複回答あり）を用いる。

### 時間あたり賃金

調査前年の就労収入（税込）を調査前年の年間労働時間で除して時間あたり賃金を求めている。調査前年の就業状態と調査時点の就業状態が異なる可能性を排除するために、分析対象は現在の勤め先での勤続年数が1年以上の者に限定している。賃金の説明変数としては、母親の人的資本を表す変数として年齢、学歴、就業経歴を用いるほか、仕事の属性として職種、大企業ダミー、官公庁ダミー、普段のパソコン利用の有無を表す変数を含める。さらに、地域による賃金水準の違いをコントロールするために大都市居住ダミーを用いるほか、従業上の地位と副業の有無も説明変数に含めて賃金に与える影響をコントロールする。

### 子どもと過ごす時間、夕食をとる回数

JILPT2012 調査では、「あなたは、ふだん（平日）、1日あたり何時間程度（睡眠時間を除く）、

お子さんと一緒に過ごしていますか」と質問しており、カテゴリ別に示されている時間の長さの中から1つを選択して回答するようになっている。最も長いカテゴリは「6時間以上」であり、最も短いカテゴリは「ほとんどない」である。

夕食については、「お子さんと一緒に夕食をとる回数は、通常1週間にどのくらいありますか」という質問への回答を用いている。「ほぼ毎日」から「ほとんどない」まで5つのカテゴリの中から1つを選択して回答するようになっている。

なお、以上の設問への回答者は母親なので、父親や祖母が子どもと一緒に過ごしたり、夕食をとったりしている可能性を排除するものではない。

## 子どもへの経済的支出

JILPT2012 調査では、調査前月の家計費を尋ねており、その一環として子どものための支出の合計額（月額）を実数で把握している。そこで、合計額を世帯の子ども数（18歳未満）で除した子ども1人あたり育児費を、子どものための経済的インプットとして、推定に用いる。ただし、ここでの育児費には子どものための食費や被服費のほか、保育料・幼稚園月謝や学費、医療費など様々な費目が含まれている。そこで、別の質問でそれぞれの子ども（4人目まで）について月額の子習い事・塾代を尋ねているので、その合計額も、子どもに対する経済的インプットの指標として推定に用いることとする。

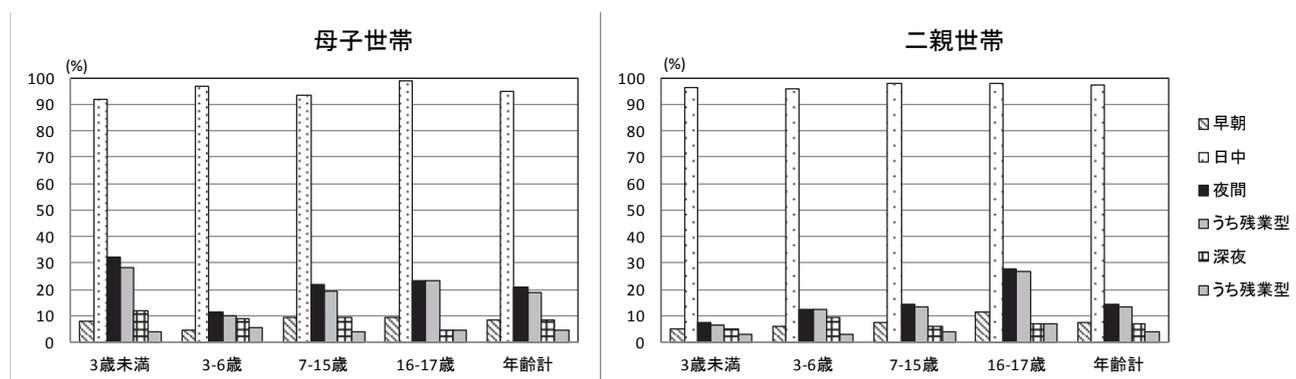
## 5 分析結果

### （1）非典型時間帯労働についての観察事実

第2-1図表は、末子の年齢別・時間帯別に仕事を持つ母親の就業率を示したものである。仕事を持つ母親の9割以上は、日中（8時～18時）の時間帯に働いている。時間帯を問わず、母子世帯の母親は二親世帯の母親よりも非典型時間帯労働をする割合が高く、夜間（18時～22時）には20.6%（二親世帯の母親は14.1%）、深夜（22時～5時）には8.6%（同6.7%）の母親が働いている。母子世帯の母親は、末子が3歳未満の場合と7歳以上の場合に夜間労働をする割合が高い。一方、二親世帯の母親が夜間労働をする割合は、末子の年齢とともに上昇する傾向にある。

夜間労働や深夜労働に従事している母親のうち、日中にも働いている場合を「残業型」と呼ぶことにすると、夜間労働のほとんどが「残業型」であることが分かる。一方、深夜労働については、末子が16-17歳の場合は「残業型」がほとんどであるが、それより低い年齢層では、残業型以外にも一定数いることが分かる。

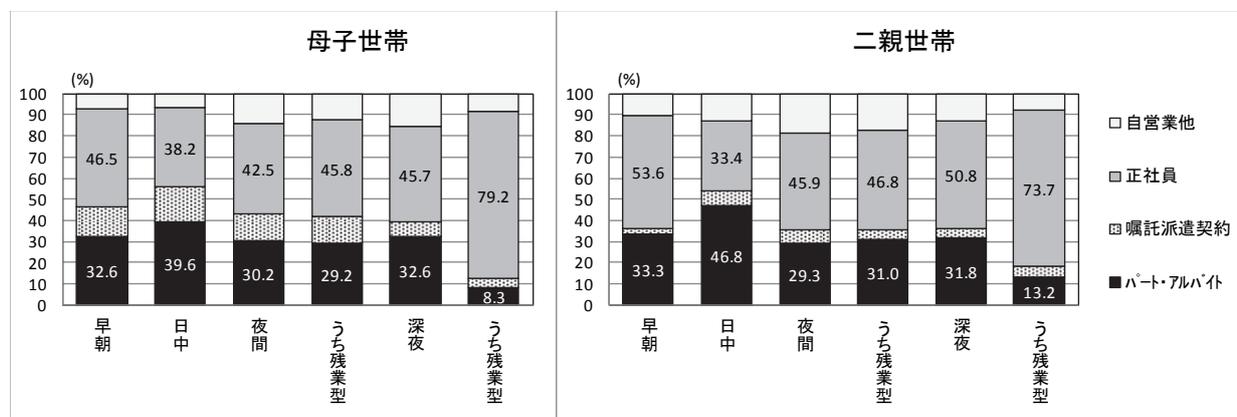
第2-1 図表 末子の年齢別・時間帯別、仕事を持つ母親の就業率



注：「残業型」とは、夜間ないし深夜に就業している母親で、日中も就業しているケースを指す。

つぎに、時間帯別に母親の従業上の地位の構成をみると、早朝・夜間・深夜など非典型時間帯に働く母親の4割から5割は正社員である（第2-2図表）。これは日中労働者に占める正社員の比率よりも高い。とくに残業型の深夜労働者に占める正社員の比率は高く、7～8割に上る。さらに、二親世帯の母親は母子世帯の母親よりも全体での正社員比率が低いにもかかわらず、非典型時間帯労働者に占める正社員の比率は逆に高い。

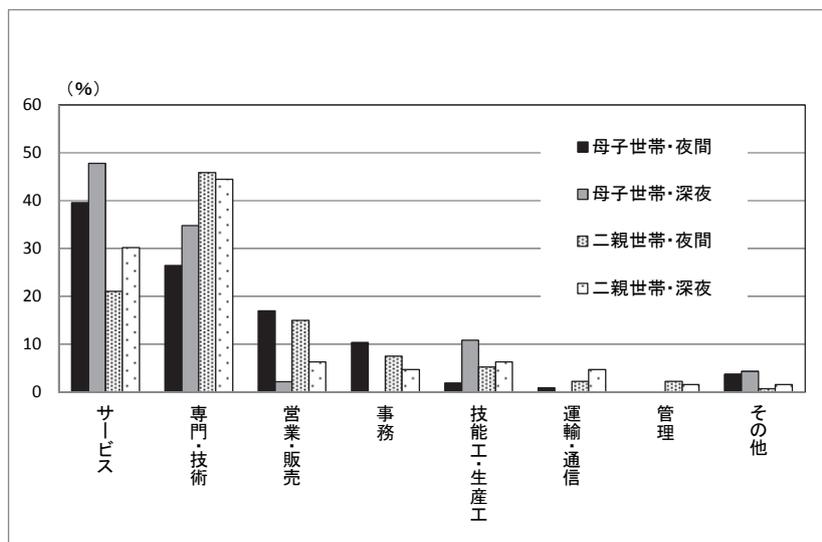
第2-2 図表 時間帯別、仕事を持つ母親の従業上の地位の構成



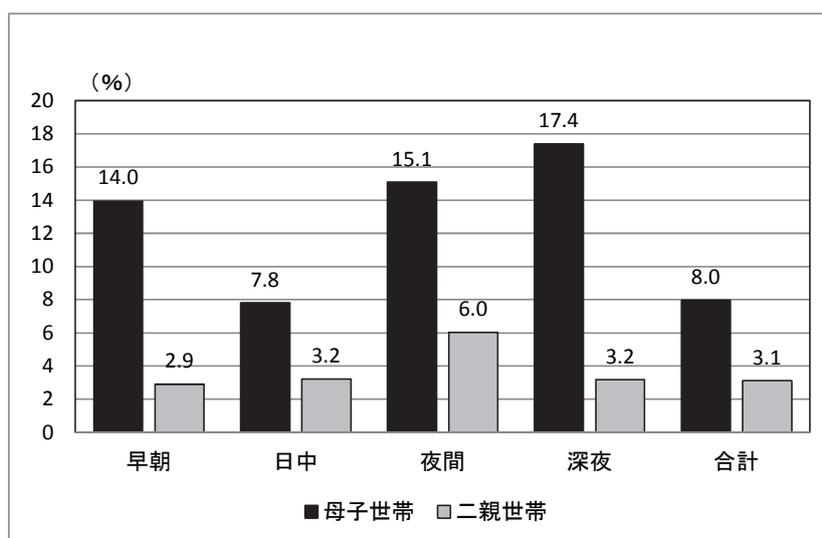
注：「残業型」とは、夜間ないし深夜に就業している母親で、日中も就業しているケースを指す。

第2-3図表では、非典型時間帯労働のうち夜間と深夜の時間帯について母親の職種の分布を示している。夜間・深夜を問わず、母子世帯の母親の場合はサービス職が最も多いのに対し、二親世帯の母親の場合は専門・技術職のほうが多い。第2-4図表は、働く母親のうち、調査時点で副業を持っている者の割合を時間帯別に示したものである。二親世帯の母親の場合は、夜間の時間帯についてのみ、副業を持つ比率が比較的高いのに対して母子世帯の母親の場合は、日中以外の時間帯のすべてについて副業を持つ比率が全体の2倍程度高くなっている。

第2-3 図表 夜間・深夜労働をする母親の職種の分布



第2-4 図表 時間帯別、副業を持つ母親の割合



以上の観察事実をまとめると、仕事を持つ二親世帯の母親は非典型時間帯労働をする割合が母子世帯の母親よりも低く、非典型時間帯労働をしている場合も、専門・技術職の正社員が残業をする形で非典型時間帯に働いているケースが多い。一方、母子世帯の母親の場合は、正社員以外が非典型時間帯に働く割合が二親世帯の母親より多く、職種はサービス職が主体で、副業を持つ比率も高い。このように、母子世帯の母親と二親世帯の母親では、非典型時間帯労働者の属性に違いが見られる。

## (2) 非典型時間帯労働の有無と子どもへのインプット

第2-5 図表、第2-6 図表は、仕事を持つ母親が子どもと過ごす時間の長さや子どもと夕食をとる回数の分布をそれぞれ示したものである。日中労働しかしていない母親同士で比較し

ても、子どもと6時間以上一緒に過ごす母親の割合は、母子世帯では13.5%にとどまり、二親世帯(27.0%)の半分に過ぎない。全体として、母子世帯の母親は子どもと過ごす時間が二親世帯の母親よりも短い傾向にある。これは田宮・四方(2007)で指摘されていることと整合的である。母親が非典型時間帯労働をしていると、母子世帯・二親世帯のいずれについても、子どもと過ごす時間が2時間未満になる割合が大きく上昇する。

子どもと夕食をとる回数についてみると、母親が日中労働のみをしている場合は、母子世帯の7割以上、二親世帯の8割以上が「ほぼ毎日」子どもと夕食をとっている。しかし、非典型時間帯労働をしている母親の場合、「ほぼ毎日」の比率は大幅に低下し、「週2-3日」が最も多くなる。とくに母子世帯の母親が非典型時間帯労働をしている場合は、8.7%が「ほとんどない」と回答している点は注目される。Han *et al.* (2010)などの既存研究では、子どもと夕食をとるということは、栄養面の意義だけでなく、暖かい家庭環境や、親が子どもの居場所を把握していることとの関連からも重要であると指摘されている。そうした指摘を踏まえると、非典型時間帯労働が子どもと母親の関わりに重大な影響を及ぼしている可能性が示唆される。

第2-5図表 世帯類型、非典型時間帯労働の有無別、  
母親が子どもと過ごす時間の分布

	母子世帯(N=490)			二親世帯(N=915)		
	合計	日中のみ	非典型時間帯労働	合計	日中のみ	非典型時間帯労働
6時間以上	12.2	13.5	8.7	25.7	27.0	19.9
4-6時間	31.8	34.3	24.6	31.6	33.7	22.2
2-4時間	37.1	36.8	38.1	29.4	28.4	33.9
1-2時間	11.0	9.1	16.7	9.0	7.4	15.8
1時間未満	6.1	4.7	10.3	3.5	2.6	7.6
ほとんどない	1.6	1.7	1.6	0.8	0.8	0.6
無回答	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注：「日中のみ」は日中のみ働いている場合を指し、「非典型時間帯労働」は早朝・夜間・深夜のいずれかに働いている場合を指す。

第2-6図表 世帯類型、非典型時間帯労働の有無別、  
母親が子どもと夕食をとる回数の分布

	母子世帯(N=490)			二親世帯(N=915)		
	合計	日中のみ	非典型時間帯労働	合計	日中のみ	非典型時間帯労働
ほぼ毎日	61.2	71.4	31.8	77.4	82.8	53.8
週4日以上	11.2	8.8	18.3	8.5	6.6	17.0
週2-3日	18.6	14.6	30.2	11.0	8.2	23.4
週1日程度	5.3	3.3	11.1	1.4	0.9	3.5
ほとんどない	3.7	1.9	8.7	1.6	1.5	2.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注：第2-5図表と同。

第2-7図表は、世帯類型や非典型時間帯労働の有無別に、子どもに対する経済面でのインプットの状況を示したものである。習い事・塾代に関しては、乳幼児の場合は支出がない場合が大半なので、子ども1人あたり金額ではなく、その世帯の合計額を用いている。子ども1人あたり育児費は、末子の年齢に合わせて上昇する傾向がある。おそらく年齢とともに塾など学校外学習の費用がかかることに加えて、高校以降は私立学校に通う子どもが増加することが影響しているとみられる。一方、習い事・塾代の合計額は、末子の年齢が7-15歳の場合に最も高くなる。これは、高校受験の直前に学校外学習費用が最も多く支出されるためであると考えられる。なお、母子世帯、二親世帯のそれぞれについて、非典型時間帯労働の有無によって支出に違いがあるかどうかを検定した結果では、いずれも有意な差は観察されなかった。

第2-7図表 世帯類型、非典型時間帯労働の有無別、  
子どもに対する経済的インプット

	子ども一人あたり育児費(月額・万円)						習い事・塾代合計(月額・万円)					
	母子世帯(N=422)			二親世帯(N=837)			母子世帯(N=474)			二親世帯(N=878)		
	合計	日中のみ	非典型時間帯労働	合計	日中のみ	非典型時間帯労働	合計	日中のみ	非典型時間帯労働	合計	日中のみ	非典型時間帯労働
3歳未満	3.26 (2.05)	3.10 (1.77)	3.54 (2.59)	2.96 (1.89)	2.90 (1.80)	3.38 (2.51)	0.32 (0.85)	0.19 (0.40)	0.56 (1.33)	0.52 (1.08)	0.49 (0.89)	0.71 (1.96)
3-6歳	2.74 (1.74)	2.57 (1.57)	3.59 (2.27)	3.29 (1.90)	3.21 (1.88)	3.60 (1.96)	0.58 (0.94)	0.63 (0.99)	0.29 (0.61)	1.78 (2.29)	1.58 (1.81)	2.51 (3.48)
7-15歳	3.19 (2.37)	3.06 (2.24)	3.53 (2.66)	3.56 (2.42)	3.59 (2.43)	3.42 (2.41)	1.84 (2.07)	1.83 (2.09)	1.87 (2.02)	2.86 (2.74)	2.98 (2.77)	2.31 (2.54)
16-17歳	3.21 (2.29)	3.15 (2.26)	3.38 (2.41)	4.44 (3.50)	4.21 (3.05)	4.95 (4.35)	0.82 (1.72)	0.74 (1.53)	1.05 (2.19)	1.79 (3.70)	1.93 (4.00)	1.43 (2.83)
合計	3.12 (2.24)	2.98 (2.11)	3.51 (2.53)	3.50 (2.42)	3.45 (2.32)	3.72 (2.78)	1.35 (1.90)	1.32 (1.87)	1.44 (1.98)	2.16 (2.70)	2.18 (2.67)	2.07 (2.83)

注：カッコ内は標準偏差。標本数はそれぞれ欠値のあるサンプルを除外したものの。

このように、単純集計の結果では、母親の非典型時間帯労働は子どもに対する時間的なインプットには大きな影響を及ぼしている半面、経済的なインプットについては有意な影響を及ぼしていない。ただし、ここでの観察結果は、母親の個人属性や世帯属性をコントロールしていない段階のものであるので、次節以降で詳細な分析を行うこととする。

### (3) 賃金関数の推定結果

第2-8図表は、「賃金プレミアム仮説」を検証するために賃金関数を推定した結果である。推定は母子世帯と二親世帯で分けて行い、仕事を持つ母親全体と、正社員、パート・アルバイトに分けたものとの3通りで行っている。母親の人的資本、就業経歴、職種や勤め先の特徴などをコントロールした上でも、母子世帯の母親については夜間勤務に23%程度の賃金プレミアムが発生している。母子世帯の母親のうち、正社員に限定してみると、賃金プレミア

ムは33%となる。逆に、正社員である母子世帯の母親が早朝勤務をする場合は42%と大幅な賃金ペナルティが観察されるが、有意水準は10%である。一方、二親世帯の母親については、どの時間帯についても賃金プレミアムは観察されない。

第2-8 図表 賃金関数の推定結果（最小二乗法による推定）

被説明変数：時間あたり賃金の対数

	母子世帯			二親世帯		
	全体	正社員	パート・アルバイト	全体	正社員	パート・アルバイト
母の年齢	0.005 [0.006]	0.012 [0.008]	0.007 [0.009]	0.006 [0.005]	0.007 [0.007]	0.002 [0.007]
中卒	0.17 [0.204]	0.055 [0.275]	0.107 [0.254]	0.172 [0.278]	.	0.039 [0.360]
短大・高専卒	0.025 [0.088]	0.246 [0.162]	-0.149 [0.133]	-0.002 [0.068]	0.25 [0.129]*	-0.2 [0.091]**
大卒以上	0.143 [0.113]	0.314 [0.168]*	0.197 [0.226]	0.033 [0.088]	0.2 [0.118]*	-0.138 [0.160]
早朝勤務	-0.195 [0.174]	-0.42 [0.244]*	-0.022 [0.122]	-0.166 [0.170]	-0.211 [0.193]	-0.162 [0.368]
夜間勤務	0.232 [0.099]**	0.334 [0.146]**	0.071 [0.136]	-0.062 [0.101]	-0.066 [0.113]	0.107 [0.144]
深夜勤務	-0.049 [0.236]	0.116 [0.229]	-0.041 [0.273]	0.084 [0.160]	0.266 [0.188]	-0.233 [0.247]
大都市居住	0.188 [0.084]**	0.176 [0.119]	0.176 [0.147]	0.015 [0.068]	-0.024 [0.097]	0 [0.100]
副業あり	0.128 [0.172]	0.416 [0.331]	0.013 [0.136]	0.134 [0.177]	.	0.222 [0.205]
正社員	0.484 [0.084]***			0.522 [0.077]***		
派遣・嘱託・契約	0.183 [0.124]			0.208 [0.096]**		
自営業	0.129 [0.193]			-0.131 [0.134]		
一社継続型	0.344 [0.121]***	0.309 [0.148]**	-0.033 [0.317]	0.351 [0.086]***	0.41 [0.106]***	0.221 [0.125]*
転職継続型	-0.143 [0.090]	-0.13 [0.148]	-0.093 [0.154]	0.025 [0.073]	0.001 [0.105]	0.075 [0.115]
PC利用なし	-0.09 [0.104]	0.02 [0.166]	-0.184 [0.147]	-0.027 [0.079]	-0.094 [0.137]	0.007 [0.109]
初職正社員	-0.04 [0.103]	-0.038 [0.126]	-0.106 [0.156]	-0.001 [0.080]	-0.144 [0.123]	0.087 [0.126]
専門技術職	-0.002 [0.168]	-0.244 [0.273]	-0.196 [0.340]	0.387 [0.128]***	0.159 [0.202]	0.488 [0.193]**
管理職	0.549 [0.340]	0.191 [0.394]	.	2.969 [1.653]*	.	.
事務職	0.189 [0.131]	0.047 [0.204]	0.153 [0.202]	0.125 [0.125]	0.01 [0.208]	-0.009 [0.171]
営業販売職	0.084 [0.147]	-0.272 [0.215]	0.277 [0.237]	0.148 [0.123]	0.133 [0.232]	-0.031 [0.153]
サービス職	-0.031 [0.145]	-0.273 [0.213]	0.097 [0.176]	-0.043 [0.136]	0.032 [0.305]	-0.125 [0.164]
大企業勤務	0.088 [0.104]	0.037 [0.212]	0.094 [0.133]	0.137 [0.073]*	0.284 [0.094]***	0.068 [0.130]
官公庁勤務	0.192 [0.149]	0.34 [0.221]	.	0.212 [0.101]**	0.312 [0.119]***	0.038 [0.236]
定数項	6.402 [0.273]***	6.633 [0.360]***	6.417 [0.381]***	6.289 [0.254]***	6.814 [0.384]***	6.559 [0.374]***
R2	0.207	0.209	0.115	0.288	0.229	0.083
Adj-R2	0.151	0.067	-0.03	0.262	0.167	0.022
N	348	133	129	656	230	307

注：\*p<0.1, \*\*p<0.05, \*\*\*p<0.01. [ ] 内は不均一分散修正後の標準誤差。

結果は省略しているが、説明変数として子ども数、末子の年齢階級、食料や衣服のはく奪経験や貯蓄の状況など個人の所得余暇選好に関わる変数を追加してヘドニック賃金関数を推定してみると、母子世帯全体の推定における夜間勤務の係数が有意でなくなり、正社員の早朝勤務についても非有意となる。しかし、母子世帯の母が正社員として夜間勤務する場合の賃金プレミアムにはほとんど変化はなく、いぜんとして 5%水準で有意である。また、二親世帯の母親の非典型時間帯労働には賃金プレミアムが観察されないという結果にも変わりはない。したがって、正社員として働く母子世帯の母については、「賃金プレミアム仮説」が支持される結果となっている。

#### (4) 非典型時間帯労働をする動機は何か

母親たちが非典型時間帯労働をする動機について、第3節で提示した仮説に基づきロジスティック回帰をした結果が第2-9図表である。まず、「指定労働時間仮説」との関連で従業上の地位を表す各変数（パート・アルバイトが基準）に着目すると、正社員の場合、母子世帯の母親が夜間労働をする確率はパート・アルバイトよりも 2.07 倍高く、深夜労働をする確率は 3.3 倍高い。二親世帯の母親で正社員の場合はオッズ比がさらに大きくなり、早朝労働と夜間労働をする確率がそれぞれ 3.1 倍、深夜労働をする確率が 4.6 倍になる。母子世帯の母親が自営業の場合も、夜間労働と深夜労働をする確率がパート・アルバイトよりもそれぞれ 3.2 倍、4.3 倍高まる。二親世帯の母親で自営業の場合は、夜間労働についてのみ、有意にプラスの影響が観察される。一方、副業の影響は、母子世帯の母親の夜間労働についてのみ有意に観察される。

「流動性制約仮説」との関連で食料や衣類のはく奪経験、賃貸住宅に居住中かどうか、貯蓄がない（あるいは取り崩している）かどうかを表す変数に着目すると、母子世帯の母親の場合は、衣類のはく奪経験が夜間労働をする確率を有意に引き上げているのみで、ほかに有意な影響は観察されない。二親世帯の母親の場合は、貯蓄がなかったり取り崩しをしている世帯で非典型時間帯労働をする確率が 2.1 倍に上昇する。とくに、二親世帯の母親の深夜労働には、衣類のはく奪経験（3.2 倍）や貯蓄なし・取り崩し（2.6 倍）が有意な影響を及ぼしている。

「貯蓄ターゲット」との関連では、第1子の教育目標として高等教育を予定しているかどうかを表す変数を用いているが、この変数は母子世帯の母親の夜間労働についてのみ、有意な影響（1.8 倍）を与えている。そのほかの時間帯や、二親世帯の母親の非典型時間帯労働については、影響は非有意である。

「保育制約仮説」との関連で子ども数や末子の年齢、祖母が同居あるいは近居しているかどうかについて着目すると、母子世帯の母親では、末子が 3-6 歳の場合に夜間労働をする確率が有意に低下する（0.3 倍）。それを除くと、子ども数や末子の年齢の影響は有意には観察されない。その一方で、祖母の同居・近居は母子世帯の母親が非典型時間帯労働をする確率

第2-9図表 非典型時間帯労働の決定要因（ロジスティック回帰による推定）

母子世帯の母親(N=491)

	非典型時間帯・合計		早朝		夜間		深夜	
	オッズ比	95%信頼区間	オッズ比	95%信頼区間	オッズ比	95%信頼区間	オッズ比	95%信頼区間
正社員	1.55	[ 0.87 - 2.77 ]	2.19 *	[ 0.90 - 5.35 ]	2.07 **	[ 1.09 - 3.96 ]	3.34 **	[ 1.41 - 7.92 ]
派遣・嘱託・契約	1.13	[ 0.54 - 2.37 ]	1.55	[ 0.50 - 4.85 ]	1.29	[ 0.56 - 2.98 ]	0.67	[ 0.13 - 3.57 ]
自営業	3.73 ***	[ 1.58 - 8.81 ]	1.18	[ 0.25 - 5.65 ]	3.20 **	[ 1.36 - 7.55 ]	4.27 **	[ 1.44 - 12.69 ]
一社継続型	1.99	[ 0.81 - 4.91 ]	3.73 **	[ 1.29 - 10.76 ]	1.30	[ 0.49 - 3.48 ]	1.79	[ 0.49 - 6.52 ]
転職継続型	0.73	[ 0.44 - 1.23 ]	0.71	[ 0.30 - 1.71 ]	1.03	[ 0.59 - 1.77 ]	0.70	[ 0.30 - 1.66 ]
初職正社員	0.87	[ 0.54 - 1.43 ]	1.65	[ 0.66 - 4.08 ]	0.96	[ 0.55 - 1.67 ]	0.50 *	[ 0.24 - 1.05 ]
PC使用なし	1.43	[ 0.87 - 2.38 ]	3.28 ***	[ 1.50 - 7.17 ]	1.07	[ 0.61 - 1.88 ]	2.01 *	[ 0.95 - 4.26 ]
短大・高専卒	0.93	[ 0.54 - 1.61 ]	1.72	[ 0.72 - 4.14 ]	0.89	[ 0.50 - 1.58 ]	1.48	[ 0.64 - 3.43 ]
大卒以上	1.38	[ 0.57 - 3.35 ]	2.39	[ 0.52 - 11.03 ]	0.84	[ 0.33 - 2.18 ]	1.27	[ 0.28 - 5.76 ]
副業あり	3.89 ***	[ 1.70 - 8.91 ]	2.29	[ 0.74 - 7.07 ]	3.29 **	[ 1.38 - 7.81 ]	2.45 *	[ 0.99 - 6.03 ]
大企業勤務	1.69	[ 0.85 - 3.37 ]	1.15	[ 0.37 - 3.54 ]	1.65	[ 0.82 - 3.35 ]	1.68	[ 0.43 - 6.53 ]
大都市居住	0.95	[ 0.58 - 1.54 ]	0.79	[ 0.34 - 1.79 ]	0.75	[ 0.44 - 1.26 ]	1.47	[ 0.69 - 3.13 ]
専門技術職	2.49 ***	[ 1.33 - 4.66 ]	3.51 **	[ 1.33 - 9.31 ]	3.05 ***	[ 1.56 - 5.95 ]	8.06 ***	[ 3.05 - 21.31 ]
サービス職	5.21 ***	[ 2.92 - 9.32 ]	6.43 ***	[ 2.63 - 15.73 ]	5.43 ***	[ 2.89 - 10.22 ]	10.00 ***	[ 3.30 - 30.25 ]
子ども2人	1.12	[ 0.67 - 1.87 ]	0.70	[ 0.33 - 1.47 ]	1.04	[ 0.60 - 1.82 ]	1.88	[ 0.81 - 4.36 ]
子ども3人以上	0.93	[ 0.43 - 2.03 ]	1.88	[ 0.70 - 4.99 ]	1.13	[ 0.50 - 2.55 ]	1.74	[ 0.57 - 5.36 ]
末子の年齢								
3-6歳	0.46	[ 0.17 - 1.26 ]	0.74	[ 0.16 - 3.41 ]	0.31 **	[ 0.10 - 0.94 ]	1.63	[ 0.24 - 10.97 ]
7-15歳	1.08	[ 0.47 - 2.50 ]	1.67	[ 0.50 - 5.60 ]	0.83	[ 0.34 - 2.00 ]	1.76	[ 0.30 - 10.22 ]
16-17歳	0.86	[ 0.33 - 2.28 ]	1.30	[ 0.32 - 5.29 ]	0.84	[ 0.30 - 2.33 ]	0.65	[ 0.09 - 4.60 ]
祖母同居近居	1.86 **	[ 1.15 - 3.01 ]	1.30	[ 0.60 - 2.80 ]	2.19 ***	[ 1.31 - 3.67 ]	1.42	[ 0.64 - 3.12 ]
はく奪経験・食料	0.97	[ 0.48 - 1.99 ]	1.25	[ 0.46 - 3.42 ]	0.67	[ 0.31 - 1.42 ]	1.31	[ 0.47 - 3.65 ]
はく奪経験・衣類	1.63	[ 0.85 - 3.14 ]	1.13	[ 0.46 - 2.78 ]	2.10 **	[ 1.07 - 4.11 ]	2.19	[ 0.77 - 6.16 ]
賃貸住宅居住	0.94	[ 0.57 - 1.56 ]	0.63	[ 0.30 - 1.32 ]	0.88	[ 0.50 - 1.55 ]	1.42	[ 0.65 - 3.13 ]
貯蓄なし・取り崩し	1.33	[ 0.80 - 2.21 ]	2.30 *	[ 0.96 - 5.47 ]	1.07	[ 0.61 - 1.86 ]	1.68	[ 0.78 - 3.61 ]
教育目標・高等教育	1.65 *	[ 0.96 - 2.83 ]	1.08	[ 0.46 - 2.58 ]	1.84 **	[ 1.01 - 3.33 ]	1.41	[ 0.63 - 3.15 ]
疑似決定係数	0.160		0.189		0.158		0.250	

二親世帯の母親(N=920)

	非典型時間帯・合計		早朝		夜間		深夜	
	オッズ比	95%信頼区間	オッズ比	95%信頼区間	オッズ比	95%信頼区間	オッズ比	95%信頼区間
正社員	1.75 **	[ 1.09 - 2.81 ]	3.07 ***	[ 1.58 - 5.95 ]	3.07 ***	[ 1.78 - 5.31 ]	4.55 ***	[ 2.25 - 9.21 ]
派遣・嘱託・契約	1.01	[ 0.45 - 2.26 ]	0.75	[ 0.15 - 3.77 ]	1.36	[ 0.54 - 3.45 ]	1.59	[ 0.41 - 6.12 ]
自営業	2.50 ***	[ 1.43 - 4.37 ]	1.20	[ 0.47 - 3.09 ]	3.27 ***	[ 1.68 - 6.37 ]	2.23 *	[ 0.88 - 5.64 ]
一社継続型	1.09	[ 0.61 - 1.95 ]	0.67	[ 0.29 - 1.54 ]	0.76	[ 0.40 - 1.44 ]	0.84	[ 0.32 - 2.18 ]
転職継続型	1.61 **	[ 1.04 - 2.48 ]	1.39	[ 0.74 - 2.62 ]	1.53 *	[ 0.93 - 2.50 ]	1.18	[ 0.61 - 2.29 ]
初職正社員	0.71	[ 0.46 - 1.10 ]	0.93	[ 0.45 - 1.90 ]	0.87	[ 0.53 - 1.46 ]	1.11	[ 0.55 - 2.25 ]
PC使わない	1.01	[ 0.65 - 1.57 ]	0.82	[ 0.43 - 1.58 ]	1.01	[ 0.61 - 1.68 ]	1.56	[ 0.83 - 2.94 ]
短大・高専卒	0.91	[ 0.58 - 1.41 ]	1.23	[ 0.65 - 2.32 ]	0.70	[ 0.43 - 1.14 ]	1.09	[ 0.55 - 2.18 ]
大卒以上	1.10	[ 0.62 - 1.95 ]	0.81	[ 0.35 - 1.90 ]	0.98	[ 0.52 - 1.87 ]	1.00	[ 0.38 - 2.64 ]
副業あり	1.60	[ 0.64 - 4.00 ]	0.83	[ 0.15 - 4.56 ]	2.26	[ 0.84 - 6.02 ]	0.80	[ 0.13 - 4.89 ]
大企業勤務	2.07 **	[ 1.22 - 3.49 ]	1.05	[ 0.42 - 2.61 ]	1.84 **	[ 1.01 - 3.37 ]	2.50 **	[ 1.10 - 5.70 ]
大都市居住	0.86	[ 0.56 - 1.32 ]	0.67	[ 0.34 - 1.33 ]	0.93	[ 0.57 - 1.52 ]	0.84	[ 0.43 - 1.66 ]
専門技術職	3.64 ***	[ 2.35 - 5.63 ]	3.82 ***	[ 1.97 - 7.42 ]	5.43 ***	[ 3.29 - 8.97 ]	5.81 ***	[ 2.80 - 12.05 ]
サービス職	2.48 ***	[ 1.50 - 4.12 ]	2.78 **	[ 1.20 - 6.43 ]	2.50 ***	[ 1.36 - 4.62 ]	5.89 ***	[ 2.60 - 13.31 ]
子ども2人	0.66 *	[ 0.42 - 1.04 ]	1.19	[ 0.54 - 2.60 ]	0.54 **	[ 0.32 - 0.91 ]	0.84	[ 0.39 - 1.81 ]
子ども3人以上	0.97	[ 0.59 - 1.62 ]	2.04 *	[ 0.92 - 4.50 ]	0.95	[ 0.53 - 1.70 ]	0.64	[ 0.27 - 1.48 ]
末子の年齢								
3-6歳	2.12 **	[ 1.10 - 4.09 ]	1.35	[ 0.49 - 3.73 ]	2.22 ***	[ 1.01 - 4.89 ]	2.57 **	[ 1.02 - 6.51 ]
7-15歳	1.82 **	[ 1.00 - 3.31 ]	1.65	[ 0.66 - 4.15 ]	2.73 **	[ 1.33 - 5.63 ]	1.19	[ 0.48 - 2.95 ]
16-17歳	3.80 ***	[ 1.83 - 7.92 ]	2.78 *	[ 0.90 - 8.61 ]	6.89 ***	[ 2.93 - 16.19 ]	1.38	[ 0.44 - 4.35 ]
祖母同居近居	0.75	[ 0.52 - 1.08 ]	1.54	[ 0.92 - 2.59 ]	0.73	[ 0.48 - 1.11 ]	0.99	[ 0.53 - 1.82 ]
はく奪経験・食料	1.19	[ 0.62 - 2.28 ]	1.53	[ 0.57 - 4.06 ]	1.51	[ 0.75 - 3.04 ]	0.90	[ 0.40 - 2.03 ]
はく奪経験・衣類	1.70 *	[ 0.94 - 3.06 ]	1.31	[ 0.49 - 3.46 ]	1.42	[ 0.75 - 2.68 ]	3.19 **	[ 1.42 - 7.15 ]
賃貸住宅居住	0.96	[ 0.59 - 1.56 ]	1.28	[ 0.62 - 2.64 ]	0.99	[ 0.58 - 1.70 ]	0.84	[ 0.39 - 1.78 ]
貯蓄なし・取り崩し	2.07 ***	[ 1.29 - 3.33 ]	1.34	[ 0.64 - 2.83 ]	1.65 *	[ 0.97 - 2.80 ]	2.57 **	[ 1.26 - 5.25 ]
教育目標・高等教育	0.92	[ 0.58 - 1.46 ]	0.71	[ 0.37 - 1.38 ]	0.86	[ 0.50 - 1.46 ]	0.61	[ 0.32 - 1.17 ]
疑似決定係数	0.125		0.125		0.172		0.182	

注：\*p&lt;0.1, \*\*p&lt;0.05, \*\*\*p&lt;0.01。[ ] 内は95%信頼区間。

を有意に引き上げており（1.9倍）、時間帯別では夜間労働に有意にプラスの影響（2.2倍）を与えている。対照的に二親世帯の母親では、末子の年齢が非典型時間帯労働に有意なプラスの影響を及ぼしており、3歳未満児と比較して、とくに夜間労働をする確率は、末子の年齢とともに高まる傾向が顕著である。また、子どもが2人いる場合には、母親が夜間労働をする確率が有意に低下（0.54倍）する。祖母の同居・近居は、二親世帯の母親の非典型時間帯労働に何ら有意な影響を及ぼしていない。

### （5）子どもへの時間的インプット

子どもと過ごす時間や子どもと夕食をとる回数は、階級値での回答となっているため、Ordered probit 推定をした。推定結果の詳細は、第2-1付表を参照されたい。ここでは、非典型時間帯労働が子どもへの時間的インプットに及ぼす影響について、各応答カテゴリに対する限界効果を示す（第2-10図表、第2-11図表）。

第2-10図表 非典型時間帯労働が子どもと過ごす時間に及ぼす影響

	母子世帯					
	6時間以上	4-6時間	2-4時間	1-2時間	1時間未満	ほとんどない
早朝	0.031 (0.034)	0.029 (0.032)	-0.020 (0.021)	-0.019 (0.021)	-0.015 (0.017)	-0.006 (0.007)
夜間	<b>-0.114</b> (0.027)	<b>-0.106</b> (0.025)	<b>0.072</b> (0.019)	<b>0.069</b> (0.018)	<b>0.056</b> (0.015)	<b>0.022</b> (0.008)
深夜	0.008 (0.036)	0.008 (0.034)	-0.005 (0.023)	-0.005 (0.022)	-0.004 (0.018)	-0.002 (0.007)
正社員	<b>-0.061</b> (0.023)	<b>-0.057</b> (0.021)	<b>0.039</b> (0.015)	<b>0.038</b> (0.014)	<b>0.030</b> (0.012)	<b>0.012</b> (0.006)
派遣・嘱託・契約	0.016 (0.028)	0.015 (0.025)	-0.010 (0.017)	-0.010 (0.017)	-0.008 (0.014)	-0.003 (0.005)
自営業	0.049 (0.042)	0.045 (0.039)	-0.031 (0.027)	-0.030 (0.026)	-0.024 (0.020)	-0.010 (0.009)
	二親世帯					
	6時間以上	4-6時間	2-4時間	1-2時間	1時間未満	ほとんどない
早朝	0.018 (0.046)	0.004 (0.009)	-0.010 (0.025)	-0.007 (0.017)	-0.004 (0.010)	-0.001 (0.003)
夜間	<b>-0.089</b> (0.035)	<b>-0.018</b> (0.007)	<b>0.049</b> (0.019)	<b>0.033</b> (0.013)	<b>0.019</b> (0.008)	<b>0.006</b> (0.003)
深夜	0.009 (0.048)	0.002 (0.010)	-0.005 (0.026)	-0.003 (0.018)	-0.002 (0.010)	-0.001 (0.003)
正社員	<b>-0.161</b> (0.025)	<b>-0.032</b> (0.007)	<b>0.088</b> (0.014)	<b>0.060</b> (0.010)	<b>0.034</b> (0.007)	<b>0.011</b> (0.004)
派遣・嘱託・契約	<b>-0.110</b> (0.044)	<b>-0.022</b> (0.009)	<b>0.060</b> (0.024)	<b>0.041</b> (0.017)	<b>0.023</b> (0.010)	<b>0.008</b> (0.004)
自営業	-0.048 (0.033)	-0.010 (0.007)	0.026 (0.018)	0.018 (0.012)	0.010 (0.007)	0.003 (0.002)

注：各応答カテゴリへの限界効果。太字は5%水準以上で有意であることを示す。（ ）内は標準誤差。

第2-11 図表 非典型時間帯労働が子どもとの夕食回数に及ぼす影響

	母子世帯				
	ほぼ毎日	週4日以上	週2-3日	週1日程度	ほとんどない
早朝	<b>0.155</b> (0.077)	<b>-0.022</b> (0.011)	<b>-0.068</b> (0.035)	<b>-0.031</b> (0.016)	<b>-0.034</b> (0.017)
夜間	<b>-0.303</b> (0.043)	<b>0.043</b> (0.010)	<b>0.134</b> (0.021)	<b>0.060</b> (0.013)	<b>0.066</b> (0.015)
深夜	-0.100 (0.069)	0.014 (0.010)	0.044 (0.031)	0.020 (0.014)	0.022 (0.015)
正社員	<b>-0.117</b> (0.044)	<b>0.017</b> (0.007)	<b>0.052</b> (0.020)	<b>0.023</b> (0.010)	<b>0.025</b> (0.010)
派遣・嘱託・契約	-0.055 (0.059)	0.008 (0.009)	0.024 (0.026)	0.011 (0.012)	0.012 (0.013)
自営業	0.037 (0.078)	-0.005 (0.011)	-0.016 (0.035)	-0.007 (0.015)	-0.008 (0.017)
	二親世帯				
	ほぼ毎日	週4日以上	週2-3日	週1日程度	ほとんどない
早朝	0.022 (0.053)	-0.006 (0.014)	-0.011 (0.026)	-0.002 (0.005)	-0.003 (0.008)
夜間	<b>-0.180</b> (0.035)	<b>0.048</b> (0.011)	<b>0.090</b> (0.019)	<b>0.016</b> (0.005)	<b>0.026</b> (0.007)
深夜	-0.053 (0.054)	0.014 (0.014)	0.026 (0.027)	0.005 (0.005)	0.008 (0.008)
正社員	<b>-0.102</b> (0.031)	<b>0.027</b> (0.009)	<b>0.051</b> (0.016)	<b>0.009</b> (0.003)	<b>0.015</b> (0.006)
派遣・嘱託・契約	<b>-0.114</b> (0.049)	<b>0.031</b> (0.013)	<b>0.057</b> (0.025)	<b>0.010</b> (0.005)	<b>0.017</b> (0.008)
自営業	-0.031 (0.043)	0.008 (0.011)	0.015 (0.021)	0.003 (0.004)	0.004 (0.006)

注：各応答カテゴリへの限界効果。太字は5%水準以上で有意であることを示す。( )内は標準誤差。

母子世帯・二親世帯ともに、夜間労働をすると子どもと過ごす時間が有意に減少する結果となっている。夜間労働以外で子どもと過ごす時間を減少させる要因としては、母親が正社員であること、派遣・嘱託・契約社員であること（二親世帯のみ）、専門・技術職であること（二親世帯のみ）、末子の年齢が高いこと、賃貸以外の住宅に住んでいること（母子世帯のみ）、貯蓄がないか取り崩していること（二親世帯のみ）、が挙げられる。夜間労働の限界効果をみると、母子世帯の場合には4時間以上のカテゴリに入る確率が10ポイント以上低下する一方で、「2-4時間」と「1-2時間」のカテゴリに入る確率がそれぞれ7ポイント程度上昇する。他方、二親世帯の場合の夜間労働は、有意ではあるものの母子世帯と比較して相対的に影響度が小さい。具体的には、「2-4時間」のカテゴリに入る確率が4.9ポイント、「1-2時間」のカテゴリに入る確率が3.3ポイント上昇するにとどまる。二親世帯の場合、母親が正社員であることのほうが、夜間労働よりも大きな影響を子どもと過ごす時間に及ぼしている。

子どもと夕食をとる回数については、母子世帯の場合は早朝労働と夜間労働が、また、二親世帯の場合は夜間労働だけが、有意な影響を及ぼしている。母子世帯の母親が早朝労働をすると、子どもと夕食を「ほぼ毎日」とる確率が15ポイント以上上昇するのに対し、夜間労働

働をすると、「ほぼ毎日」とる確率が 30 ポイント低下し、「週 2-3 日」のカテゴリに入る確率が 13.4 ポイントと最も大きく上昇する。さらに、「週 1 日程度」、「ほとんどない」というカテゴリに入る確率も、それぞれ 6 ポイント以上上昇する。二親世帯の母親が夜間労働をする場合は、子どもと夕食を「ほぼ毎日」とる確率が 19 ポイント程度低下する一方で、「週 2-3 日」のカテゴリに入る確率が 9 ポイント上昇する。夜間労働の影響度は、母子世帯の場合よりも相対的に小さい。

母親が正社員の場合は、子どもと夕食をとる回数が減少するものの、母子世帯と二親世帯での影響度の差は小さい。

### (6) 子どもへの経済的インプット

第 2-12 図表は、世帯が支出する子ども 1 人あたり育児費と習い事・塾代について、母親が非典型時間帯労働をしているかどうかによる違いを検討したものである。習い事・塾代は支出のない世帯もあるので Tobit 推定をしている。推定結果をみると、母子世帯と二親世帯のいずれのモデルでも、非典型時間帯労働は子どもへの経済的インプットに有意な影響を及ぼしていない。

子どもへの経済的インプットに大きな影響を及ぼしているのは、母親の学歴で、大卒の場合は子ども 1 人あたり育児費が 1 万円（二親世帯）～1.5 万円（母子世帯）増加し、習い事・塾代も 9,600 円（母子世帯）～1.3 万円（二親世帯）程度増加する。その他に子どもへの経済的インプットを増やす要因としては、母親が正社員であること、自営業であること（母子世帯の場合のみ）、第 1 子の教育目標が高等教育であること、などがある。その一方で、賃貸住宅に居住している場合は、母子世帯・二親世帯ともに子どもへの経済的インプットは有意に少ない。

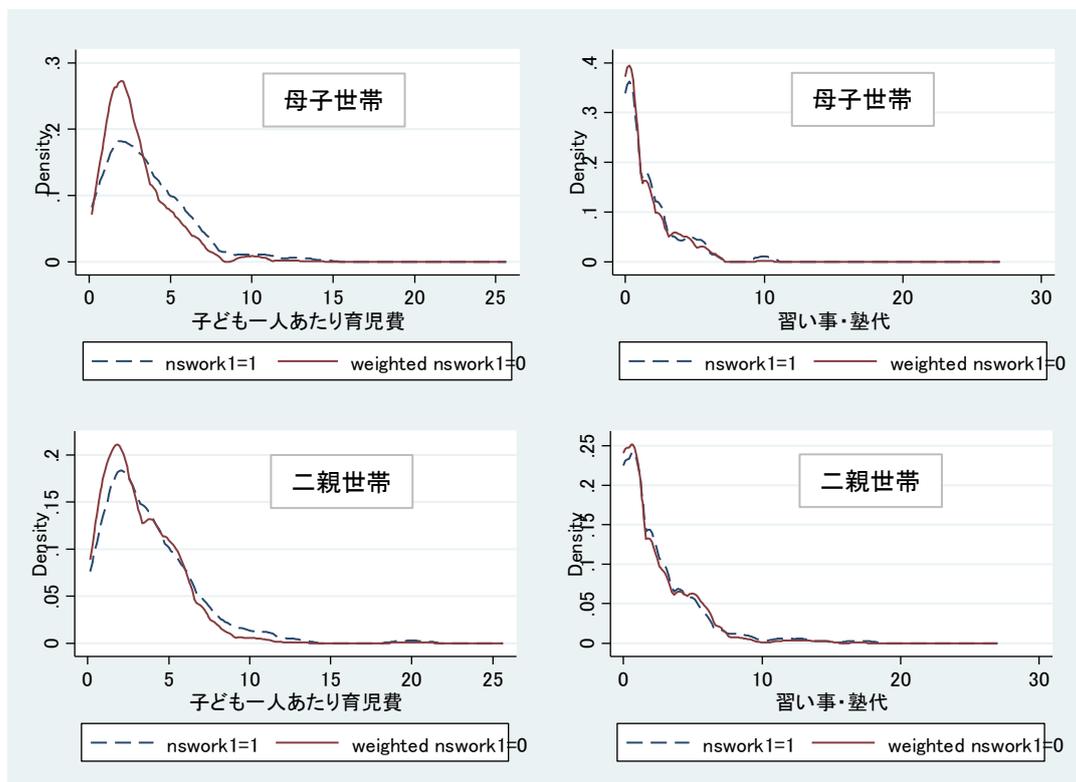
回帰分析では、子どもへの支出の分布の差は把握できないので、DFL 分解を行った結果が第 2-13 図表である (Di Nardo *et al.* 1996)。ここでは、子ども 1 人あたり育児費と習い事・塾代のそれぞれについて、母親が非典型時間帯労働をしている世帯の属性が、日中のみ働いている世帯の属性と同じだった場合の支出額の分布 (counterfactual) を推定して示している (実線部分)。母子世帯・二親世帯のいずれについても、現実の子ども 1 人あたり育児費の分布 (点線部分) は、counterfactual より若干右側に位置しており、非典型時間帯労働をする世帯では、子ども 1 人あたり育児費がわずかながら多い傾向にあることが分かる。一方、習い事・塾代については、母子世帯・二親世帯のいずれについても、現実の支出の分布と counterfactual の分布は重なっており、非典型時間帯労働の影響は認められない。

第2-12 図表 非典型時間帯労働が子どもへの支出に及ぼす影響（回帰分析）

	子ども一人あたり育児費		習い事・塾代	
	OLS		Tobit	
	母子世帯	二親世帯	母子世帯	二親世帯
早朝	-0.609 [0.448]	-0.422 [0.324]	0.12 [0.503]	0.111 [0.530]
夜間	0.343 [0.259]	-0.081 [0.261]	-0.145 [0.336]	-0.45 [0.465]
深夜	0.077 [0.586]	-0.014 [0.401]	-0.272 [0.618]	0.215 [0.602]
正社員	0.668 [0.233]***	0.419 [0.195]**	1.123 [0.306]***	0.313 [0.283]
派遣・嘱託・契約	0.193 [0.289]	0.978 [0.493]**	0.288 [0.383]	0.542 [0.560]
自営業	1.37 [0.520]***	0.141 [0.238]	1.917 [0.644]***	0.332 [0.384]
短大・高専卒	0.26 [0.208]	0.337 [0.167]**	0.303 [0.310]	0.942 [0.285]***
大卒以上	1.593 [0.502]***	1.056 [0.265]***	0.959 [0.485]**	1.306 [0.379]***
副業あり	0.212 [0.348]	0.553 [0.423]	1.441 [0.591]**	0.121 [0.667]
大企業勤務	-0.117 [0.296]	0.953 [0.272]***	-0.056 [0.432]	0.579 [0.377]
大都市居住	0.412 [0.217]*	0.156 [0.172]	0.159 [0.259]	0.807 [0.292]***
専門技術職	0.139 [0.291]	0.746 [0.234]***	-0.242 [0.373]	0.032 [0.336]
サービス職	-0.158 [0.240]	0.256 [0.187]	-0.388 [0.352]	0.143 [0.365]
子ども2人	-1.026 [0.226]***	-0.605 [0.202]***	0.755 [0.285]***	1.794 [0.285]***
子ども3人以上	-1.55 [0.270]***	-1.204 [0.207]***	0.868 [0.452]*	2.347 [0.371]***
末子の年齢				
3-6歳	-0.609 [0.357]*	0.592 [0.217]***	1.369 [0.763]*	2.752 [0.440]***
7-15歳	-0.022 [0.340]	0.913 [0.205]***	3.455 [0.716]***	4.524 [0.415]***
16-17歳	-0.157 [0.372]	1.783 [0.378]***	0.776 [0.807]	2.162 [0.733]***
祖母同居近居	-0.026 [0.212]	-0.382 [0.156]**	-0.032 [0.278]	0.137 [0.231]
賃貸住宅居住	-0.432 [0.196]**	-0.407 [0.184]**	-1.255 [0.293]***	-1.134 [0.328]***
貯蓄なし・取り崩し	0.093 [0.209]	0.034 [0.195]	-0.515 [0.313]	-0.244 [0.416]
教育目標・高等教育	0.4 [0.202]**	0.468 [0.160]***	0.992 [0.304]***	0.802 [0.276]***
定数項	3.114 [0.477]***	2.316 [0.299]***	-3.142 [0.850]***	-5.009 [0.683]***
自由度修正済み決定係数/疑似決定係数			2.49 [0.143]***	3.259 [0.232]***
N	422	837	474	878

注：\*p&lt;0.1, \*\*p&lt;0.05, \*\*\*p&lt;0.01. [ ] 内は標準誤差。

第 2-13 図表 非典型時間帯労働が子どもへの支出に及ぼす影響（DFL 分解）



注：図の実線部分は counterfactual。

## 6 考察と政策的インプリケーション

本章では、母親たちが非典型時間帯労働をする動機について仮説の検証を行った後、非典型時間帯労働が子どもへの時間的・経済的インプットに影響をもたらしているかどうかを検討した。

非典型時間帯労働をする動機については、正社員として働く母子世帯の母親の場合、夜間労働に賃金プレミアムが発生しており、非典型時間帯労働をする要因になっていることが示唆された。

指定労働時間仮説については、パート・アルバイトよりも、正社員や自営業などのように（残業を含めて）比較的自由に労働時間を決定できる立場の労働者のほうがより高い確率で非典型時間帯労働をしているという、仮説の予想とは異なる結果となった。その一方で、母子世帯の場合は、副業をもっている母親が夜間や深夜に働く傾向にあることから、指定労働時間の存在が非典型時間帯に副業をする動機になっている可能性はある。

流動性制約仮説については、二親世帯の母親が深夜労働をする動機となっていることが示唆された。母子世帯のほうが二親世帯よりも貧困率が高く、流動性制約に直面しているとみられるにもかかわらず、そのことが非典型時間帯労働をする要因にはなっていない。母子世帯の場合、流動性制約のほかにも、子どもの保育に由来する制約など、多くの問題があるためと考えられる。

貯蓄ターゲット仮説は、母子世帯の母親の夜間労働に関してのみ、支持される結果となった。分析対象にした母子世帯では、53%が第1子に高等教育を予定しているのに対し、二親世帯ではその比率は74%に達する。二親世帯にとって、子どもに高校卒業以降の教育機会を与えるのはふつうのことであり、将来の教育費に備えて共働きをすることはあっても、母親が非典型時間帯に働く動機にはなっていないようである。これに対して母子世帯では、働き手は基本的に母親本人しかいないため、子どもに高等教育を受けさせるためには非典型時間帯労働をして収入を増やすほかない。そうした事情が、母子世帯と二親世帯で異なる結果となった背景にあると考えられる。

保育制約仮説については、同居ないし近居する祖母の存在は、母子世帯の母親が夜間労働をするための重要な動機になっている。一方、末子の年齢が上がるほど、二親世帯の母親は夜間労働をする確率が高いのに対し、母子世帯の母親の場合はそうした傾向がみられないという違いがある。

まとめると、母子世帯の母親の非典型時間帯労働は、賃金プレミアムや指定労働時間の存在、子どもに高等教育を受けさせるかどうか、祖母の育児援助が得られるかが重要な動機となっているのに対し、二親世帯の母親の場合は、流動性制約と末子の年齢が重要な動機となっている。総じて、母子世帯の母親のほうが、多様な動機から非典型時間帯労働をしていると言える。

母親の非典型時間帯労働が子どもに対するインプットに及ぼす影響は、本章の分析でみる限り、子どもと過ごす時間や一緒に夕食をとる回数の減少など、時間的なものにとどまっていた。これは見方を変えると、子どもと過ごす時間と引き換えに、非典型時間帯労働をしていない世帯とほぼ同水準の子どもへの支出を達成していることを意味する。母親の非典型時間帯労働は、とくに母子世帯において、子どもへの時間的インプットを大きく減らす方向に影響している。これらの母子世帯で、世間並みに子どもに習い事をさせたり塾通いをさせたりすることは大きな負担であることが推測される。

本章の分析はクロスセクション・データに基づいているため、こうした時間的インプットの少なさが、子どもの成長や発達などのアウトカムにどのような影響をもたらすかを把握することは今後の課題として残されている。時間的なインプットが少なくても、時間の質（クオリティ）が高ければ、子どもにネガティブな影響は生じないかもしれないし、母親に代わるケアを、父親や祖母が提供していることも十分に考えられる。

とはいえ、海外の多くの先行研究は、母親の時間的インプットの少なさが子どものアウトカムにネガティブな影響をもたらすと指摘している。また、物理的な時間の少なさだけでなく、非典型時間帯労働をすることによる母親の疲労やストレスが、家庭にネガティブなスピルオーバーをもたらす可能性も指摘されている。さらに、母子世帯の場合には、祖母などが同居している場合を除いて、母親以外のケア提供者がそもそも存在しない。

こうした状況では、例えば、18歳未満の子どもがいる労働者の夜間・深夜労働を禁止する

といった措置を講じても、経済状況が悪化するだけで意味がないことは明らかである。母親たちが非典型時間帯労働をする動機を踏まえると、子どもに対する経済的な保障の拡充、とくに教育にまつわる私的負担の軽減が最も望まれる。日本の母子世帯に対する施策は、現在のところ母親の就労を通じた経済的自立の達成に重点が置かれている。この背景には、児童扶養手当の給付総額を抑制したいという財政事情がある。しかし、母子世帯に対して経済的自立をあまりに強く要請すると、子どもへの時間的インプットが削減され、長期的にみて子どもに深刻な影響が生じる懸念がある。経済面だけでなく時間面からも、子どものウェルビーイングを保障することが求められる。

### 参考文献

- 瓜生淑子. (2006). 「夜型生活の子どもの発達への影響：3歳児の生活実態調査の分析から」 奈良教育大学紀要. Vol.55, No.1, 53-64.
- 黒田祥子・山本勲. (2014). 『労働時間の経済分析』日本経済新聞出版社.
- 田宮遊子・四方理人. (2007). 「母子世帯の仕事と育児—生活時間の国際比較から（特集 多様化する「子育て支援」の在り方をめぐって）. 『季刊社会保障研究』, 43(3), 219-231.
- 労働政策研究・研修機構 (2013) 『子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2012（第2回子育て世帯全国調査）』、JILPT 調査シリーズ No.109
- Champion, S. L., Rumbold, A. R., Steele, E. J., Giles, L. C., Davies, M. J., & Moore, V. M. (2012). Parental work schedules and child overweight and obesity. *International Journal of Obesity*, 36(4), 573-580.
- Dickey, H., Watson, V., & Zangelidis, A. (2011). Is it all about money? An examination of the motives behind moonlighting. *Applied Economics*, 43(26), 3767-3774.
- DiNardo, J., Fortin, N. M., & Lemieux, T. (1996). Labor Market Institutions and the Distribution of Wages, 1973-1992: A Semiparametric Approach. *Econometrica*, 64(5), 1001-1044.
- Dockery, A., Li, J., & Kendall, G. (2009). Parents' work patterns and adolescent mental health. *Social Science & Medicine*, 68(4), 689-698.
- Hamermesh, D. S. (1999). The timing of work over time. *The Economic Journal*, 109(452), 37-66.
- Han, W. J. (2005). Maternal nonstandard work schedules and child cognitive outcomes. *Child Development*, 76(1), 137-154.
- Han, W. J. (2008). Shift work and child behavioral outcomes. *Work, Employment & Society*, 22(1), 67-87.
- Han, W. J., & Miller, D. P. (2009). Parental work schedules and adolescent depression. *Health Sociology Review*, 18(1), 36-49.

- Han, W. J., Miller, D. P., & Waldfogel, J. (2010). Parental work schedules and adolescent risky behaviors. *Developmental Psychology*, 46(5), 1245.
- Han, W. J., & Fox, L. E. (2011). Parental work schedules and children's cognitive trajectories. *Journal of Marriage and Family*, 73(5), 962-980.
- Joshi, P., & Bogen, K. (2007). Nonstandard Schedules and Young Children's Behavioral Outcomes Among Working Low - Income Families. *Journal of Marriage and Family*, 69(1), 139-156.
- Li, J., Johnson, S. E., Han, W. J., Andrews, S., Kendall, G., Strazdins, L., & Dockery, A. (2014). Parents' Nonstandard Work Schedules and Child Well-Being: A Critical Review of the Literature. *The Journal of Primary Prevention*, 35(1), 53-73.
- McMenamin, T. M. (2007). Time to work: recent trends in shift work and flexible schedules, *Monthly Lab. Rev.*, 130, 3.
- Miller, D. P., & Han, W. J. (2008). Maternal nonstandard work schedules and adolescent overweight. *American Journal of Public Health*, 98(8), 1495.
- Presser, H. B., Gornick, J. C., & Parashar, S. (2008). Gender and nonstandard work hours in 12 European countries. *Monthly Labor Review*, 131(83).
- Presser, H. B., & Ward, B. W. (2011). Nonstandard work schedules over the life course: a first look. *Monthly Labor Review*, 134(7).
- Strazdins, L., Korda, R. J., Lim, L. L., Broom, D. H., & D'Souza, R. M. (2004). Around-the-clock: parent work schedules and children's well-being in a 24-h economy. *Social Science & Medicine*, 59(7), 1517-1527.
- Strazdins, L., Clements, M. S., Korda, R. J., Broom, D. H., & D'Souza, R. M. (2006). Unsociable Work? Nonstandard Work Schedules, Family Relationships, and Children's Well-Being. *Journal of Marriage and Family*, 68(2), 394-410.
- Wu, Z., Baimbridge, M., & Zhu, Y. (2009). Multiple job holding in the United Kingdom: Evidence from the British Household Panel Survey. *Applied Economics*, 41(21), 2751-2766.

第 2-1 付表 非典型時間帯労働が子どもへの時間的インプットに及ぼす影響

	子どもと過ごす時間				子どもと夕食をとる回数(週あたり)			
	母子世帯		二親世帯		母子世帯		二親世帯	
	係数	標準誤差	係数	標準誤差	係数	標準誤差	係数	標準誤差
早朝	-0.167	(0.180)	-0.065	(0.166)	-0.477 **	(0.238)	-0.083	(0.204)
夜間	0.605 ***	(0.137)	0.319 **	(0.126)	0.936 ***	(0.146)	0.694 ***	(0.138)
深夜	-0.045	(0.193)	-0.032	(0.174)	0.309	(0.215)	0.204	(0.208)
正社員	0.327 ***	(0.119)	0.579 ***	(0.090)	0.362 ***	(0.138)	0.395 ***	(0.121)
派遣・嘱託・契約	-0.083	(0.146)	0.395 **	(0.159)	0.170	(0.183)	0.441 **	(0.190)
自営業	-0.260	(0.221)	0.172	(0.119)	-0.113	(0.241)	0.118	(0.166)
短大・高専卒	0.099	(0.111)	-0.116	(0.087)	0.042	(0.132)	-0.171	(0.113)
大卒以上	0.260	(0.175)	0.016	(0.114)	0.012	(0.217)	-0.034	(0.156)
副業あり	-0.061	(0.194)	-0.101	(0.202)	0.384	(0.234)	-0.041	(0.232)
大企業勤務	0.264 *	(0.156)	0.165	(0.108)	-0.065	(0.159)	-0.008	(0.137)
大都市居住	0.083	(0.100)	-0.011	(0.083)	0.022	(0.120)	0.059	(0.113)
専門技術職	-0.136	(0.145)	0.253 ***	(0.096)	-0.049	(0.172)	0.136	(0.127)
サービス職	-0.129	(0.127)	-0.081	(0.098)	0.157	(0.150)	0.015	(0.132)
子ども2人	0.111	(0.108)	0.072	(0.092)	0.160	(0.123)	0.068	(0.122)
子ども3人以上	-0.022	(0.150)	0.064	(0.102)	0.329 *	(0.197)	0.051	(0.136)
末子の年齢	0.041 ***	(0.011)	0.092 ***	(0.008)	0.054 ***	(0.013)	0.071 ***	(0.010)
祖母同居近居	0.198 *	(0.103)	0.133 *	(0.073)	0.525 ***	(0.133)	0.045	(0.094)
賃貸住宅居住	-0.213 **	(0.103)	0.015	(0.098)	-0.074	(0.124)	0.033	(0.130)
貯蓄なし・取り崩し	0.103	(0.111)	0.199 **	(0.098)	0.079	(0.132)	-0.127	(0.125)
教育目標・高等教育	-0.205 *	(0.106)	-0.076	(0.092)	-0.221 *	(0.119)	-0.152	(0.111)
cut1	-0.601 ***	(0.195)	0.429 ***	(0.146)	1.568 ***	(0.258)	1.666 ***	(0.206)
cut2	0.489 ***	(0.190)	1.409 ***	(0.151)	1.943 ***	(0.264)	2.046 ***	(0.210)
cut3	1.636 ***	(0.195)	2.500 ***	(0.162)	2.812 ***	(0.279)	2.943 ***	(0.236)
cut4	2.231 ***	(0.205)	3.209 ***	(0.172)	3.316 ***	(0.286)	3.220 ***	(0.251)
cut5	3.000 ***	(0.234)	4.007 ***	(0.233)				
N	490		914		490		915	

注：Ordered Probit Model による推定結果。\*p<0.1, \*\*p<0.05, \*\*\*p<0.01. ( ) 内は標準誤差。

第2-2 付表 推定に使用した変数の要約統計

	母子世帯	二親世帯
非典型時間帯労働		
早朝	0.080	0.073
夜間	0.206	0.139
深夜	0.086	0.067
従業上の地位		
パート・アルバイト	0.400	0.472
正社員	0.369	0.330
派遣・嘱託・契約	0.153	0.067
自営業	0.071	0.126
学歴		
中卒	0.096	0.034
高卒	0.437	0.369
短大・高専卒	0.349	0.403
大卒以上	0.073	0.174
副業あり	0.078	0.031
大企業勤務	0.124	0.120
大都市居住	0.306	0.239
専門技術職	0.182	0.243
サービス職	0.239	0.199
子ども2人	0.412	0.484
子ども3人以上	0.139	0.277
末子の年齢	10.518	8.755
	( 4.673)	( 5.145)
祖母同居・近居	0.508	0.481
賃貸住宅居住	0.433	0.208
貯蓄なし・取り崩し	0.357	0.179
教育目標・高等教育	0.529	0.739
N	490	915

注：( ) 内は標準偏差。